

政府からのお知らせ

給料や退職金 ちゃんと受け取られていますか？

- ▶ 震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払います。

お問い合わせはお近くの労働基準監督署まで



給料や退職金の一部を立て替えています。

給料や退職金を国が立て替えます

震災で勤めていた会社が倒産し退職された方で、給料や退職金が支払われていない場合は、国が会社に代わって一部を立て替え払いする制度が利用できます。「未払賃金立替払制度」については、申請手続きも簡素化しています。詳しくは、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

お近くの労働基準監督署まで。なお、以下の連絡先でご近所の労働基準監督署の連絡先をご案内しています。

岩手	岩手労働局労働基準部監督課	019-604-3006
宮城	宮城労働局労働基準部監督課	022-299-8838
福島	福島労働局労働基準部監督課	024-536-4602

立て替え払いの請求手続きについて

1 企業倒産状態の認定申請

労働基準監督署に「認定申請書」を提出し、企業が倒産状態にあることについて認定を受けてください。

2 未払賃金額等の確認申請

倒産認定を受けた後、労働基準監督署に「確認申請書」を提出して、未払賃金の額等の確認を受けていただきます。

3 立替払の請求書の提出

未払賃金の額等の確認を受けた後に、「確認通知書」とともにお渡しする「立替払請求書」を提出していただくこととなります。